

令和 8 年 第 2 回 川 西 市 議 会 定 例 会

請 願 文 書 表

受 理 番 号	第 2 号
受 理 年 月 日	令 和 8 年 6 月 4 日
件 名	『小・中学校におけるさらなる少人数学級推進と義務教育費国庫負担制度の堅持』を求める請願書
請願者の住所 及 び 氏 名	尼崎市竹谷町 連合兵庫東部地域協議会 議長 吉田 仁志
請 願 の 要 旨	別紙請願書写のとおり
紹 介 議 員 名	長 田 拓 也      斯 波 康 晴 平 岡      讓      黒 田 美 智 秋 田 修 一      中 井 成 郷 田 中 麻 未

(写)

## 請 願 趣 旨

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は28年度までに35人に引き下げられます。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要となります。

また、4月から学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられますが、「3分類」をはじめとした働き方改革を実行するには、国による自治体への財政措置が不可欠です。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しています。子どもも教職員も極めて大きな負担を強いられている状態です。

学校現場にもとめられる業務の増大は、子どものゆたかな学びと育ちを保障するための十分な教材研究や授業準備の時間を確保することを困難にさせています。これらの課題を打開していくためには、教職員一人ひとりの持ち時間数の削減が必要であり、そのためには加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数の改善が不可欠となります。そして、次期学習指導要領の内容の精選等をおこなうことがもとめられます。教職員が時間的にも精神的にもゆとりをもって働けることが、子どもたちとのよりよい関係の構築、子どもたちのゆたかな学びと育ちを保障することにつながっていきます。

2006年に義務教育費国庫負担制度において、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる機会を国が確保することが法令上もとめられています。すべての子どもにゆたかな学びを保障するための条件整備は、自治体間での教育格差を生じさせないためにも不可欠です。

こうした観点から、2027年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出をお願いいた

します。

## 請 願 事 項

1. 小・中学校のさらなる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。
2. 自治体が「3分類」をはじめとした働き方改革を実行するのに必要な財政措置を講じること。
3. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
4. 子どものゆたかな学びと育ちを保障するため、学習指導要領の内容の精選等をおこなうこと。
5. 自治体で、国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減はおこなわないこと。
6. 教職員未配置問題の解消にむけ、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めること。
7. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上